

企 画 提 案 説 明 書

1 業務の目的

2050年「ゼロカーボン北海道」の実現のため、環境意識が高くCSR活動等として森林づくりを希望している民間企業等とフィールド提供を希望する市町村等の森林所有者とのマッチングを実施し、企業等と連携した森林吸収源対策を推進するとともに道内森林整備等への理解の促進を図る。

2 業務概要

(1) 業務名

令和5年度(2023年度)「ほっかいどう企業の森林づくり推進事業」委託業務

(2) 業務内容

内容の詳細は、別添「企画提案指示書」を参照のこと。

(3) 履行期限

令和6年(2024年)3月11日(月)

(4) 発注者

北海道

3 企画提案書の提出に要求する資格

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等(法人、法人以外の団体も含む。)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。

また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納しているものでないこと。

(ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本社が所在する都道府県の事業税(道税の納税義務がある場合は除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員とし、このプロポーザルに参加する者ではないこと。

4 手続き等

業務の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する申請者には、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 担当部課（提出・問合せ先）

北海道水産林務部森林環境局森林活用課木育推進係（担当 石毛）

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎10階

TEL：011-204-5516（直通） FAX：011-232-4142

メールアドレス ishige.norie@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 参加表明書提出期限

提出期限 令和5年（2023年）7月28日（金）17時（必着）

提出場所 上記（1）に同じ

提出方法 持参または郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）とする
なお、持参の場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く毎日9時から17時まで。

(3) 企画提案書提出期限

提出期限 令和5年（2023年）8月10日（木）17時（必着）

提出場所 上記（1）に同じ

提出方法 上記（2）に同じ

(4) 無効となる参加表明書または企画提案書

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) 企画提案書の提出を要請する参加者等への通知（郵送）

提出された参加表明書の内容を審査し、資格要件を満たしている者には企画提案書の提出要請を通知する。

また、資格要件を満たしていない者には、その旨を通知する。

(6) 企画提案を採用する者等への通知（郵送）

提出された企画提案書の内容を審査・評価し、選定について審査の上、採用された者及び採用されなかった者にその旨を通知する。

5 受託者の決定方法

企画提案者から提案内容を聴取した上で、最も優れた企画提案を選定するため、「令和5年度（2023年度）『ほっかいどう企業の森林づくり推進事業』委託業務」プロポーザル審査会を設置し、6に掲げる評価項目について企画提案者から、企画内容とその考え方を聴取（ヒアリング）し、選定基準に従って採点の上、審査・評価を行い、指名選考委員会で審議のうえ、受託者を決定する。

なお、企画提案者が多数の場合、事前に企画提案書の書面による予備審査を行うことがある。

6 審査・評価項目

企画提案書の審査・評価は、以下の事項について行う。

(1) 業務遂行体制

- ア 業務実施の人員体制、執行体制が整っているか。
- イ 業務実施のスケジュール及び経費積算は適切かつ妥当であるか。

(2) 業務遂行能力

- ア 過去の業務実績等から本業務を着実に遂行することが期待できるか。
- イ 道や各関係機関との連携が図られているか。

(3) 企画提案内容

ア ホームページの開設・運営

- ・特設サイトは、事業の詳細（制度の概要、実施までの流れ、活動内容、優良事例、Q&A等）がわかりやすく、実施に必要な手続きや問い合わせが容易にできるようなページ、レイアウト構成になっているか。
- ・Web 広告や既存ホームページ等からアクセスでき、広告やパンフレット、インターネット検索サイト経由でも閲覧できるよう SEO 対策（検索エンジン最適化）が行われているか。
- ・開設後もサイト内容の充実が図られるよう、適切なサイトの更新・保守・管理が可能となっているか。

イ 検索連動型 Web 広告の制作・発信

- ・広告素材について、事業内容が伝わりやすい表現となっているか。
- ・広告に使用する媒体、配信方法、目標設定など、高い効果が期待できるものになっているか。

ウ 環境関連イベントへの出展

- ・本事業への幅広い道外企業等の参加を促すため、効果的な手法が取られているか。
- ・展示内容は、事業内容に対する理解を深め、企業や団体が事業実施を検討する際に、わかりやすく適切な内容となっているか。
- ・ブース設営や当日の管理、撤去を行う担当者の配置など、実施体制は適切か。
- ・企画立案からブース設営、当日運営まで、温室効果ガス削減に取り組み、環境に配慮した内容となっているか。

(4) 全体評価

- ア 事業目的を理解し、その目的に沿った相違工夫や独自性、先見性等が見られるか。
- イ 民間ならではの発想と経験が反映された内容となっているか。
- ウ 事業者自らが「ゼロカーボンチャレンジャー登録」または「北海道地球温暖化防止対策条例に基づく排出量の報告を行っている」か。

7 企画提案書の作成上の留意事項

別添「令和5年度（2023年度）『ほっかいどう企業の森林づくり推進事業』委託業務」企画提案指示書を参照のこと。

8 契約に関する基本的事項

(1) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結後に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続を経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。ただし、上記いずれの時点においても失格要件が判明した場合は、審査会で審査のうえ、失格とする。失格要件は次のとおり。

- ア 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
- イ その他、事業を遂行できない重大な事由が発生した場合

(3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付することとする。契約保証金の納付の免除、給付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則第171条の定めるところによる。

(4) 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途提示する。

(5) 知的財産等の取扱い

第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 無効となる提出書類

参加表明書、添付書類及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合には無効となる。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) プロポーザル審査会（ヒアリング）に関する説明

プロポーザル審査会（ヒアリング）の日時、場所は別途通知する。企画提案書提出要請の通知受理後にプロポーザル審査会（ヒアリング）への不参加を決めた場合は、その旨連絡すること。

(5) 企画提案参加事業者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加事業者として選定されなかった事業者及び企画提案参加事業者のうち企画提案内容を選定されなかった事業者に対して、その旨を書面により通知する。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

4（1）に同じ

(7) その他留意事項

- ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。
- イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加事業者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選

定以外に無断で使用しないものとする。

- エ 提出された書類は、企画提案参加事業者及び企画提案者の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成するものとする。
- オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え並びに再提出は認めない。
- カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しないものとする。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した事業者に限り返却するものとする。
- キ 企画提案事業者として選定された事業者を公表できるものとする。
- ク 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表できるものとする。
- ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、北海道の了解なく公表・使用することはできないものとする。
- コ 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として北海道と受託者が協議して決定する。